

八千万円の漁業補償

出水海区、新日窒と近く交渉

熊本県の不知火海域漁民とはほぼ同様の条件にあるとして、新日窒水俣工場に漁業被害の補償を要求することになっている鹿児島出水海区漁業補償対策委員会（委員長土屋清人氏）は新日窒との直接交渉

をひかえて二十一日出水市役所で

委員会を開いて補償要求額について検討した結果、従来の九千万円を八千二百万円とすることを決めた。

この日の委員会は新日窒工場側の資料をもとに沿岸五漁協からまとまった被害補償要求額を改めて検

討、意見を調整したが、①八代海で操漁しない組合員は除外する②漁場面積の算定は行政区画線を基礎とすることとし、出水海域の漁業組合員は三千五百七十六人（うち八代を利用してゐる組合員は千六百五十人）漁場面積は二百十平方キロにおよび、水揚げ高は三百五十六万キログラム（三十三年度）に達しており、水俣市を中心とした同海域の被害はその四〇％にあたるので、出水海域と類似した熊本県下の漁場地域を選定、熊本県下に新日窒が補償した実績にもとづき出水海区の比重を算定して、漁業補償金ならびに立ちあがり資金とし

て八千二百万円を新日窒水俣工場に要求、交渉の基本とすることを決めたもの。

同委員会では新日窒水俣工場との交渉に出水海区の漁業補償に関する要望書を提出するが、この要望書には①漁業被害要求のいきさつ②補償要求額算定基礎ならびにその根拠③被害率対照表（熊本県下との比較）④漁場区域関係図ならびに漁家実態調査表などがもられている。なお新日窒との交渉は出水市役所で開かれる予定で、日取りは二十一日中にきまる。